

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(保健医療課)
(出納管理課)

四 一^{ページ}

規 則

号 外 (三) 令 和 五 年 九 月 二 十 九 日

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十三号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則(昭和四十七年岐阜県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式(四)を次のように改める。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和五年九月二十九日

第 2 号様式の 4 (第 2 条の 4 関係)

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書 (新規 ・ 更新 ・ 変更)

(表面)

小児慢性特定疾病医療費の支給認定 (支給認定の変更の認定) を受けるため、児童福祉法第 19 条の 3 第 1 項 (19 条の 5 第 1 項) の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者氏名 _____

受給者番号	(更新又は変更の場合のみ記入)			
小児慢性特定疾病児童等	ふりがな	年齢	生年月日	
	氏名	歳		
	郵便番号 〒	電話番号		
	居住地 (住所)	個人番号		
	加入医療保険	被保険者氏名 被保険者名称	児童等との続柄 被保険者証の記号・番号	児童等の
申請者	ふりがな	児童等との続柄	児童等の	
	氏名			
	(郵便番号、電話番号及び住所は、児童等と異なる場合のみ記入)			
	郵便番号 〒	電話番号		
	居住地 (住所)	個人番号		
小児慢性特定疾病の名称				
受診を希望する指定小児慢性特定疾病医療機関 (薬局、訪問看護事業者等を含む。)	名称	所在地	医療機関コード	
医療意見書に記載された診断年月日	年 月 日			
小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日 ^{備考3} (更新の場合は原則記入不要)	年 月 日			
上記の欄が申請日から 1 か月以上前の年月日となっている理由	<input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したことにより、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他 []			
今回申請する児童等と同じ医療保険上の世帯内にいる指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている者又は申請中の者 (該当者がある場合のみ記入)	氏名	制度の別	受給者番号	
		難病・小慢		
		難病・小慢		
自己負担上限月額の特例 (該当する場合のみ□に「レ」を記入)	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器等装着		<input type="checkbox"/> 世帯内 ^{あんぶん} 按分 特例	
	<input type="checkbox"/> 高額治療継続		<input type="checkbox"/> 療養負担過重 (重症患者)	

裏面も記入してください。

(裏面)

医療費支給認定基準世帯員

小児慢性特定疾病児童等と同じ医療保険に加入する方（住民票が別の方も含む。）を全員記入してください。また、税額証明書類を提出する方は、「税額証明」欄に○をつけてください。

世帯員氏名	児童等との続柄	個人番号	税額証明
	本人		

- 備考 1 太線の枠内を消せないボールペンで記載してください。
2 必要な書類を添付して、居住地を管轄する保健所に提出してください。
3 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日は、指定医が「疾病の状態の程度」を満たしていると診断した日又は申請日から1か月前の日（やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は、最長3か月前の日）のいずれか遅い日まで遡ることとします。そのため、申請日にかかわらず、小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日を記載してください。

附 則

- 1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県児童福祉法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県児童福祉法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十四号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）の一部を次のように改正する。
第百十一条第一項ただし書を削る。
第三十七号様式を次のように改める。

第37号様式 (第111条関係)

予 定 価 格 書

仕 様 書 番 号 第 号

件 名

設 計 金 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

予 定 価 格 (A)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

入 札 書 比 較 価 格 (A×100/110)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

最 低 制 限 価 格 (B)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

制 限 比 較 価 格 (B×100/110)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

収支等命令者

- 備考 1 低入札価格調査制度、物件の売買等の競争入札において本様式により
 難しいときは、この様式に準じた適宜の様式によることができる。なお、
 消費税の軽減税率が適用されるときは、「100/110」を「100/108」として
 使用すること。
- 2 予定価格を決定する収支等命令者は、収支等命令者欄に署名し、又
 は押印すること。
- 3 金額の頭書には「¥」の符号を記載すること。

附 則

- 1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第三十七号様式の規定は、この規則の施行の日以後に岐阜県会計規則第百二十七条に規定する入札の公告（以下「入札公告」という。）又は同規則第百三十八条に規定する入札の通知（以下「入札通知」という。）をする競争入札について適用し、同日前に入札公告又は入札通知をする競争入札については、なお従前の例による。

令和五年九月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社